

新潟県事業承継資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内の中小企業者が事業承継の際に必要な事業用資産や株式の買取資金、事業用資産等に係る相続税等の納税資金等を融資することにより、円滑な事業承継の促進と県内産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 取扱金融機関 この要綱に基づく融資を取り扱う金融機関をいい、第四北越銀行、大光銀行、八十二長野銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、新潟信用金庫、柏崎信用金庫、加茂信用金庫、上越信用金庫、長岡信用金庫、村上信用金庫、新井信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、新潟県信用組合、糸魚川信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、新潟大栄信用組合、ゆきぐに信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、商工組合中央金庫、新潟県信用農業協同組合連合会、北新潟農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合、えちご中越農業協同組合、魚沼農業協同組合、えちご上越農業協同組合、佐渡農業協同組合及びみなみ魚沼農業協同組合の県内営業店とする。ただし、「金融機関提案要件」においては、上記のうち、提案（別に定める要領により行うものとする。）について県の承認を受けた金融機関（以下「指定金融機関」という。）とする。
- (3) 認定中小企業者 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下、「経営承継円滑化法」という。）第12条第1項の規定による認定を受けた中小企業者をいう。

(融資対象者の資格)

第3条 この要綱に基づく融資を受けることができる者は、次の表の第1号から第8号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。認定条件がある場合は経営承継円滑化法第12条第1項の各号に基づく新潟県知事の認定を必要とする。

融資対象者	認定条件	信用保証
1 県内で事業承継を予定している者又は事業を承継した日から5年を経過していない中小企業者	なし	一般保証
2 先代経営者の死亡又は退任等に伴い、当該事業を承継した認定中小企業者（会社又は個人）	経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ又は第2号イに該当	経営承継関連保証
3 先代経営者の死亡又は退任等に伴い、当該事業を承継した認定中小企業者（会社）の代表者個人	経営承継円滑化法第12条第1項第1号イに該当	特定経営承継関連保証

4	後継者不在等の理由により、事業継続の見通しがつかない他の中小企業者の事業を承継する者（会社又は個人）	経営承継円滑化法第12条第1項第1号ロ又は第2号ロに該当	経営承継準備関連保証
5	後継者不在等の理由により、事業継続の見通しがつかない他の中小企業者の事業を承継する事業を営んでいない個人	経営承継円滑化法第12条第1項第3号に該当	特定経営承継準備関連保証
6	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を取得することにより、事業を承継する持株会社	なし	事業承継サポート保証
7	①これから3年以内に県内で事業承継を予定している中小企業者（会社） ②令和2年1月から令和7年3月末の期間において、既に事業承継を行い、かつ事業を承継した日から3年を経過していない中小企業者（会社）	なし	事業承継特別保証 （全国統一制度）
8	これから3年以内に県内で事業承継を予定している中小企業者（会社）	経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニに該当	経営承継借換関連保証 （全国統一制度）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に基づく融資を受けることができない。

- (1) 返済能力がないと認められる者
- (2) 金融機関から取引停止処分を受けている者
- (3) 新潟県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者
- (4) 県税を滞納している者
- (5) 設備資金については、融資対象設備の設置等に係る代金の支払いが完了している者
- (6) 県制度融資を不正に利用した者その他知事が適当でないと認めた者
（融資条件）

第4条 融資条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 資金使途
 - ・ 議決権株式取得資金
 - ・ 事業用資産等取得資金
 - ・ 事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金
 - ・ 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または事業用資産等の返済義務を免れるための価格弁償資金
 - ・ 個人保証が提供されている既往借入金の返済資金（以下「借換資金」という。）（第3条第1項の表第7号又は第8号に該当する者（事業承継特別保証又は経営承継借換関連保証対象者）に限る。）

- ・第3条第1項の表第7号に該当する者（事業承継特別保証対象者）のうち②に該当し融資を受ける場合は借換資金に限る
- ・経営承継借換関連保証を利用し融資を受ける場合は借換資金に限る。
- ・経営承継準備関連保証及び特定経営承継準備関連保証を利用し融資を受ける場合は議決権株式取得資金または事業用資産取得資金に限る
- ・事業承継サポート保証を利用し融資を受ける場合は議決権株式取得資金に限る
- ・その他、事業承継に係る運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。また、県内設置に限る。）

- (2) 融資限度額 1億円
- (3) 融資期間 運転資金 7年以内（据置期間1年以内を含む。）
設備資金 10年以内（据置期間2年以内を含む。）
借換資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。）
- (4) 融資利率 責任共有制度対象外の保証付き
融資期間 7年以内 年 2.00 パーセント
融資期間 7年超 10年以内 年 2.20 パーセント
責任共有制度対象の保証付き
融資期間 7年以内 年 2.20 パーセント
融資期間 7年超 10年以内 年 2.40 パーセント
- (5) 返済方法 原則として割賦返済
- (6) 信用保証 保証協会の信用保証付きとする。
- (7) 担保 取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。
- (8) 保証人 原則として法人代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。第3条第1項の表第3号に該当する者は、原則として認定中小企業者以外の保証人は徴求しない（特定経営承継関連保証）。第3条第1項表第4号に該当する者は原則として会社の代表者又は他の中小企業者（会社に限る。）以外の保証人は徴求しない（経営承継準備関連保証）。第3条第1項の表第5号に該当する者は、原則として他の中小企業者（会社に限る。）以外の保証人は徴求しない（特定経営承継準備関連保証）。第3条第1項の表第7号又は第8号に該当する者（事業承継特別保証又は経営承継借換関連保証対象者）は、保証人を徴求しないこととする。

（県資金の預託）

第5条 この要綱の定めるところにより融資が行われたときは、知事は、別に定めるところにより、予算の範囲内において県資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託が実行された後、すでに行われた融資について、この要綱の規定に違反する事実が明らかになったときは、知事は、預託金の全部又は一部を引き揚げるができる。

（融資申込みの手続き）

第6条 この要綱に基づく融資を受けようとする者は、次の書類を付して、取扱金融機関に申し込むものとする。

- (1) 県税の納税証明書
- (2) 事業承継関連の保証制度に係る所定資料

(3) 融資対象者であることを証する書類

経営承継円滑化法施行規則の規定による新潟県知事の認定書（申請書の写しを含む。）
の写しおよび認定申請の際に提出した書類の写し

（歩積両建預金の禁止）

第7条 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資に当たって歩積両建預金を要求してはならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

（附則）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（附則）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

（附則）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

（附則）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

（附則）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

（附則）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

（附則）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

（附則）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。